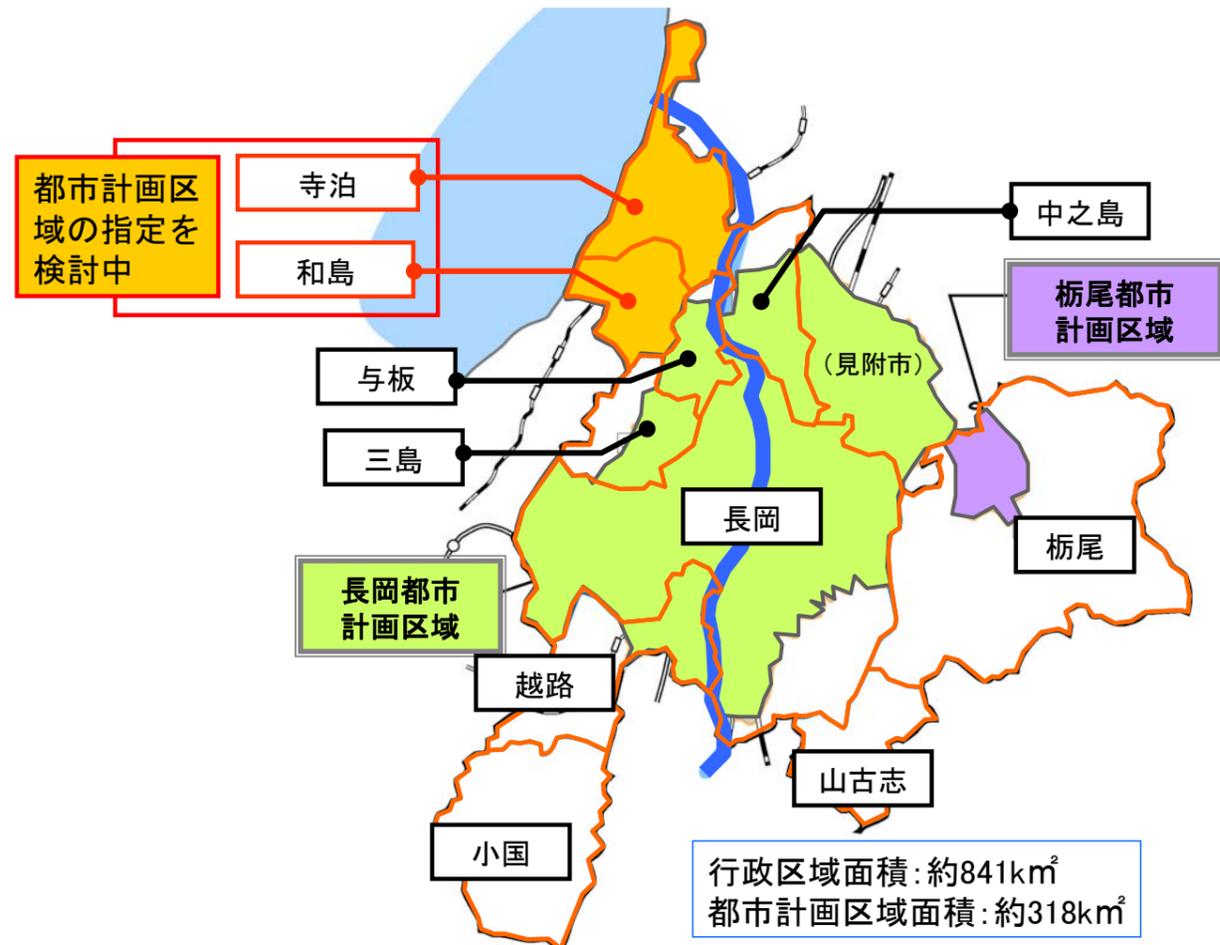


1 都市計画区域とは

- ・都市計画区域は、土地利用の規制・誘導や都市施設（道路、公園、下水道など）の計画・事業などを実施する上で最も基本となる区域です。
- ・都市計画区域は、国土交通省の同意を得て、新潟県が定めます。

2 長岡市における都市計画区域の指定状況

地 域	都市計画区域	地 域	都市計画区域
長岡地域（一部）	長岡都市計画区域 〔5地域+見附市〕 で構成	栃尾地域（一部）	栃尾都市計画区域
中之島地域（一部）		寺泊地域（全域）	指定なし
越路地域（一部）		和島地域（全域）	（指定を検討中）
三島地域（一部）		小国地域（全域）	指定なし
与板地域（一部）		山古志地域（全域）	



3 都市計画区域の指定を検討する理由（新潟県の考え方）

○寺泊地域

- ・寺泊地域においては、観光入込み客数が年々増加（年間約 252 万人）し、観光地としての開発や土地取引が活発に行われていること。
- ・寺泊地域は、都市計画区域を指定するにあたっての要件（人口 1 万人以上等）を充足していること。

○和島地域

- ・和島地域は、寺泊地域と隣接し、国道・県道及び鉄道で結ばれた地域であること。
- ・近年、国道 116 号の 4 車線化事業が進み、幹線道路沿道において、無秩序な開発が生じる恐れがあること。

4 これまでの検討状況

- ・平成 18 年度に、地域委員会を各 2 回開催し、新たな都市計画区域指定の可能性について、意見交換を行いました。
- ・この際には、「都市計画区域の指定は賛成である」、「都市計画制度について、十分に時間をかけて説明してほしい」といった意見をいただきました。
- ・また、「都市計画区域を指定した場合、建築基準法に基づく接道上の制約が働くことから、実態調査をしてほしい」との要望を受け、市では、平成 19 年度に現地調査を実施しました。
- ・平成 20 年度には、都市計画マスタープランの策定に向けて、地域委員会と意見交換を行いました。

5 今後の取組み

- ・都市計画区域の指定にあたっては、地域のみなさんの意向を十分に踏まえることはもとより、地域の将来のまちづくりに関する検討が必要です。
- ・したがって、都市計画区域の指定については、都市計画マスタープランの検討の中で、地域委員会や地域のみなさんと将来のまちづくりについて十分な意見交換を重ね、区域指定に伴うさまざまな事柄を整理した上で、その取扱い方針を検討していきます。